

○東北地方整備局告示第百四十八号
 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占有料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和二年十月二十七日

東北地方整備局長 梅野 修一

秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占有料及び土砂採取料の額を定める告示

秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料の額は、別表により算出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占有料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

採 取 物 区 分	単 位	金 額	占 用 区 分	
			ケーブル	その他
土砂	九十円	九十円	外径が〇・四メートル未満のもの	九十円
			外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	八十円
砂	九十円	九十円	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	九十円
			外径が一メートル以上のもの	九十円
切込砂利	九十円	九十円		
砂利（切込砂利を除く。）	九十円	九十円		
栗石（径六センチメートル以上十五センチメートル未満）	九十円	九十円		

備考
 1 占有面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。
 2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

一立方メートルにつき
 百八十円

玉石（径十五センチメートル以上二十センチメートル未満）
 三百円
 転石（径二十センチメートル以上）
 三百五十円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。
 ○東北地方整備局告示第百四十九号
 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占有料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占有料及び土砂採取料の額を定める告示
 秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料の額は、別表により算出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占有料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

採 取 物 区 分	単 位	金 額	占 用 区 分	
			ケーブル	その他
土砂	九十円	九十円	外径が〇・四メートル未満のもの	九十円
			外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	八十円
砂	九十円	九十円	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	九十円
			外径が一メートル以上のもの	九十円

備考
 1 占有面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。
 2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

一立方メートルにつき
 百八十円